

建築物衛生法 7号登録について

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」は、ビルメンテナンスに関する業務(8業種)をおこなう者(営業所)が、一定の要件を満たしている場合、都道府県知事の登録を受ける事が出来ると規定しており、この制度を事業登録制度といいます。

PCO業務は「建築物ねずみ昆虫等防除業」として、8業種の内7番目に分類されており、7号登録と呼ばれています。

登録基準・登録申請書などは、各県のホームページよりご入手をお願い致します。

■東京都の場合

東京都健康安全研究センター「建築物衛生のページ」にアクセスしていただくと詳細の説明及び必要書類のダウンロードが出来ます。

http://www.tokyo-eiken.go.jp/k_kenchiku/

建築物ねずみ昆虫等防除業登録基準

登録には下記3要件を満たす必要があります。

1.物的要件

下記の機械器具を有する事

- (1) 照明器具、(2) 調査用トラップ、(3) 実体顕微鏡
- (4) 毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器、(5) 噴霧機、(6) 散粉機
- (7) 真空掃除機、(8) 防毒マスク及び消火器

2.人的要件

- (1) 「ねずみ昆虫等防除作業監督者」がいること。
- (2) ねずみ昆虫等防除作業従事者は研修を修了していること。

3.その他の要件

作業の方法、機械器具等の維持管理の方法が基準に適合していること。

7号登録に必要な「物的要件」

鵬凶商事では7号登録に必要な物的要件のうち下記項目をご購入頂けます。



写真No	項目	商品名
1	調査用トラップ	ローチモニターJS
2	実体顕微鏡	VCT-VBL e
3	毒餌皿	ラットレイBT
4	毒じ箱	ロガードクラシック
5	捕そ器	シャーマンアライブトラップ
6	噴霧器	B&G エクステンダーバン ガロン
7	散粉機	B&G バルブダスター
8	防毒マスク	3M ゴーグル、防毒マスク、吸収缶

※大変お手数ですが、照明器具、真空掃除機、消火器は当社での取り扱いがありませんのでホームセンターなどでご購入下さい。